

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3376号)

令和8年7月23日

横 情 審 答 申 第 3376 号

令 和 8 年 7 月 23 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年6月26日港北地振第492号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定自治会、特定地区連合自治会、同連合組織内自治会、港北区連合自治会の活動、経理、会費の徴収や使用（交際費、飲食費等）、市区補助金の申請や使用等について（全3件）」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表に掲げる行政文書を保有していないとして不開示とした決定は妥当ではなく、「自治会出張手当の集計とりまとめ表」及び「会計・監事宛アンケート回答」を対象行政文書として特定の上、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記 1 記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 5 月 7 日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件開示請求に係る対象行政文書の特定の際、特定自治会から開示請求書に記載の①から③までの団体（以下「関連団体等」という。）へ金品の助成を行うことに対する港北区地域振興課（以下「地域振興課」という。）の対応に関する文書であることを審査請求人に確認した。関連団体等は直接の補助金交付先ではないことから文書は作成していない。
- (2) 地域振興課から、関係部署へ事案を共有し、協議した事実はない。
- (3) 開示請求書に記載のある市民からの提案（以下「本件広聴」という。）については、本件開示請求日時点において、提供済みの補助金申請書類等の精査を行っているとおりであり、本件広聴に対する措置の実施や、対応途中の内容に関する文書作成に至っていない。
- (4) 以上のことから、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
- (2) 自治会長、スポーツ活動推進委員、青少年指導員等に対して出張手当等が重複して支払われ、併せて市補助金の架空経費による水増し請求等不正が長年にわたり行われていること（以下「本件事案」という。）について、交付決定取消し、補助金の返還、自治会費の返金もできるよう、通報、質問、提案、処分申入れ等を行ってきた。この求めに応じて、自治会に対して調査、指導、書類の提出を求め、その内容は自治会活動報告に記載されており、対応文書がないという回答はあり得ない。
- (3) 対象の文書は、審査請求人が従前から地域振興課に入手を進言してきた自治会の不正の証拠及び市区に取組を求めたことに対して対応した文書、地域振興課が主体的に行った自治会の情報を関係部署に共有、対応を協議した文書だけでなく、地域振興課が他部署から提供を受け、共有、調査、協議、考察に関連した全ての文書並びに審査請求人が問題提起した対象についての提出書類、協議決定等文書である。
- (4) 弁明書には「開示請求文書を特定するために請求者に確認した結果・・・」とあるが、請求変更したなら補正して請求人に通知する必要があるが、その通知がない。団体助成はメインではなく実態を確認する一つなので、それだけを求めることはない。

5 審査会の判断

(1) 地域活動推進費補助金に係る事務について

地域活動推進費補助金は、住みよい地域社会の形成に資することを目的として、自治会町内会及びその連合組織に対して交付するものである。地域活動推進費補助金交付要綱に基づき、交付決定等を行っている。年間の活動終了後は各補助金活動実績報告書の提出を義務付けている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定自治会、特定地区連合自治会、同連合組織内自治会及び港北区連合自治会（以下これらを総称して「特定自治会等」という。）の活動、経理、会費の徴収及び使用、市補助金の申請及び使用等に関する以下の文書と解される。

ア 令和6年12月1日以降、地域振興課が、特定自治会等の活動等に対して調査等を実施したことの分かる書類及びその回答等の書類の一切（以下「文書1」という。）。

イ 令和6年12月1日以降、地域振興課が、特定自治会等に関する情報を関係部署

に共有し、対応を協議したことが分かる書類の一切（以下「文書2」という。）。
ウ 令和6年12月から、地域振興課へ情報提供された特定自治会等の活動等に対して、提案書の配付先、配付書類、協議、調査、回答内容等の提案に対する措置内容や情報提供後の市区の対応の分かる書類の一切（以下「文書3」という。）。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件事案については、令和7年1月より、地域振興課から特定自治会及び特定地区連合自治会に対し補助金申請に関する調査を対面にて口頭で指示した。その後、地域振興課において過年度に提出された補助金申請書類の調査を実施し、同年5月頃からその他の書類についても調査を開始した。

(イ) 本件開示請求について、文書特定のため審査請求人に架電し、請求内容を補正する手続を行った。その後、更なる文書特定のため、審査請求人に再度架電し、文書1は、関連団体等へ金品の助成を行うことに対する地域振興課の対応に関する文書であると整理し、関連団体等に対し調査を行った事実はなく、当該文書は作成及び保有していないため文書不存在とした。なお、2度目の架電については、開示請求書を補正する手続を行っていない。

(ウ) 文書1について、本件処分後、審査請求人から「自治会出張手当の集計とりまとめ表」及び「会計・監事宛アンケート回答」が文書1に含まれる旨主張があった。

「自治会出張手当の集計とりまとめ表」とは、特定自治会から役員へ支払った出張手当のうち、自治会活動として出張したと思われるものを特定自治会が仕分けをした一覧表である。

「会計・監事宛アンケート回答」とは、地域振興課からの依頼に基づき特定自治会が実施したと推察される、過去5年度分の自治会会計・監事に向けて行われたアンケート回答結果である。

これらは、令和7年1月に指示した調査に対する回答文書であり、それぞれ本件開示請求日以前に地域振興課にて受領しているが、上記(イ)のとおり、審査請求人との調整の結果対象ではないと整理したため、特定しなかった。

そのほか本件事案に対する調査に係る文書は開示請求日時点で受領しておらず、確認が必要になったものは閲覧で対応したため保有していない。

(エ) 文書2について、本件事案は自治会を所管する地域振興課において対応する

事案であったことから、関係部署へ本件事案を共有し、協議した事実はないため、文書2は作成しておらず保有していない。

- (ウ) 文書3について、本件広聴は、本件開示請求時点において回答課を探索中であつた。また、一般的にどの課が回答するかについての協議は、区局間で電話・対面にて口頭で調整が行われるため、協議に係るメモ等は作成しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 文書1について、実施機関は、「自治会出張手当の集計とりまとめ表」及び「会計・監事宛アンケート回答」は対象行政文書に該当しないと主張する。当審査会において確認したところ、当該文書は、地域振興課が本件事案に対して行った調査に対する回答であり、開示請求日時点で保有していたと認められるため、対象行政文書として特定すべきである。

- (イ) 文書2については、地域振興課が自治会の所管課であること、また、文書3については、本件開示請求時点においては、本件広聴への回答がなされていないことから文書を作成しておらず保有していないという実施機関の主張は、不自然ではなく、他に行政文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

- (4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は妥当ではなく、「自治会出張手当の集計とりまとめ表」及び「会計・監事宛アンケート回答」を対象行政文書として特定の上、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

別表 本件審査請求文書

特定自治会、特定地区連合自治会、同連合組織内自治会、港北区連合自治会の活動、経理、会費の徴収や使用（交際費、飲食費等）、市区補助金の申請や使用等について

1 2024年12月1日以降、港北区地域振興課、港北区総務課又は港北区福祉保健課から上記自治会に対して、自治会運営、収支、活動実績等について、情報提

供、調査、指導、書類の提出の求め等を行ったこと分かる書類一切、及び各自治会、会長、役員等からの回答内容等の分かる書類一切（自治会からの書類は、既提供分を除く） 対象には上記自治会から名目を問わず金品の助成を受けている団体や組織、自治会活動と関連する機関や団体を含む ① スポーツ推進、保健活動推進、児童青少年員、家庭防災員等の横浜市、港北区等から地域に推薦依頼した委員、その連合組織 ② 自治会から助成金（負担金、会議費（食事）、懇親会費等名目を問わず）の受領、会議での食事の提供を受けている地域団体（特定地区社会福祉協議関係、放置自転車関係、健民祭、ふるさと港北ふれあいまつり、親子スキー、グランドゴルフ大会、特定地区ユニホック活動、ペットボトルロケット大会等） ③ 特定管理組合、管理会社（特定事業者） 2 2024年12月1日以後、港北区地域振興課、港北区総務課又は港北区福祉保健課が自治会運営に係る情報を横浜市や港北区関係部署内、港北消防署、港北警察署、港北社会福祉協議会等の団体等と共有し、対応を協議したことが分かる書類一切 消防団、防犯協会、特定地区社会福祉協議会（事業）、地区センター、ケアプラザ等を含む 3 特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3、特定年月日4に港北区区政推進課又は港北区地域振興課へ提出した市長区長提案、及び2024年12月から港北区地域振興課、港北区総務課及び港北区福祉保健課へ情報提供した自治会活動、補助金申請や使用等に関することについて、提案書を配った先、配った書類、協議、調査、回答内容等の提案に対する措置内容や情報提供後の市区の対応の分かる書類一切 ただし提案書の原文は請求内容から除く。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和7年6月26日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和7年8月5日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和8年5月22日 (第409回第一部会)	・審議
令和8年6月25日 (第410回第一部会)	・審議